

# 葦北鉄砲隊と薩摩街道 国境を守ったサムライ体験ツーリズム事業 業務委託仕様書

## 1 業務名称

葦北鉄砲隊と薩摩街道 国境を守ったサムライ体験ツーリズム事業業務

## 2 趣旨

江戸時代初期から幕末まで肥薩国境を守り続け、歴史の変わり目において地域の防衛に役割を果たしてきた葦北鉄砲隊と、肥薩を結ぶメインルートであった薩摩街道・佐敷城跡を舞台に、訪日外国人旅行者を主たる対象とした没入型の体験型旅行商品（着地型ツアー）を造成し、持続的な販売へとつなげる。

## 3 業務の目的

本業務は、試行的なツアーの実施にとどまらず、事業終了後も地域が主体的に販売・運営を継続できる着地型旅行商品を確立することを目的とする。受託者は、次の状態の実現に向けて業務を遂行すること。

- (1) 葦北鉄砲隊・薩摩街道・佐敷城跡等の地域資源を核とした、訪日外国人旅行者が対価を支払うに足る高付加価値な体験型旅行商品が造成されていること。
- (2) O T A等を通じて、一般の旅行者が予約・購入できる状態が整備されていること。
- (3) モニターツアーを通じて、商品の磨き上げと販売上の課題抽出が行われていること。
- (4) 事業終了後の自走（地域事業者を主体とした運営・販売の継続）に向けた道筋が示されていること。

## 4 委託業務内容

受託者は、観光庁「観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業」の採択内容に基づき、次の業務を行う。

各業務の具体的な実施手法、商品構成及び内容については、ターゲットの特性を踏まえた受託者の企画提案によるものとする。

### (1) 実施計画の策定

当地域における観光素材（宿泊施設、地域食材、地域観光資源、地域文化財、葦北鉄砲隊、薩摩街道、佐敷城跡等）に関する既存情報を整理したうえで、本事業の実施計画を策定すること。

### (2) 体験型旅行商品（着地型ツアー）の企画・造成

葦北鉄砲隊・薩摩街道・佐敷城跡等を活用した、訪日外国人旅行者向けの高付加価値な着地型旅行商品を企画・造成すること。造成にあたっては、現地視察及び関係事業者との打合せを行い、行程・所要時間・提供条件等を整理のうえ、持続的に販売が可能な形に具体化すること。

なお、対象市場・価格帯・定員、商品の構成（単品型・宿泊セット型・法人向け貸切型等）、付帯する飲食（昼食等）・物販（土産品等）・体験の内容については、受託者の提案

によるものとする。

### (3) 販売用ツール（タリフ・パンフレット等）の作成

造成した商品を旅行会社・OTA等へ提案・販売するために活用できる販売用情報を作成すること。タリフ及び多言語による紹介資料（海外向けパンフレット、商品紹介リーフレット等）の作成・印刷を含むものとし、対応言語及び媒体の構成は提案によるものとする。

### (4) モニターツアーの実施

造成した商品について、第三者を対象とするモニターツアーを複数回実施し、アンケート調査等による効果測定及び販売上の課題抽出を行い、商品の磨き上げを行うこと。実施にあたっては、旅行会社等の商品造成担当者の招請を含めること。

### (5) OTA等への掲載及び情報発信

造成した商品について、訪日外国人旅行者を主な対象とするOTA・予約サイト等へ掲載し、旅行会社及びOTAからの販売・申込につながる状態を整備すること。

あわせて、ターゲットに応じた効果的な情報発信（プロモーション動画、SNS、インフルエンサー連携等）を行うこと。具体的な手法及び媒体は提案によるものとする。

## 5 契約期間

契約締結日から令和9年2月12日（金）まで

## 6 成果物の提出

### (1) 業務完了報告書及び提案書等

・電子データを格納したUSBメモリー等を提出すること。

※造成コンテンツの概要、モニターツアーの報告、販売実績の内容を必ず盛り込むこと。

### (2) 本業務で作成したすべての成果物

・作成した広報物データ、写真データ等を格納したUSBメモリー等を提出すること。

## 7 提案にあたって重視する事項

受託者の選定にあたっては、提案価格のみならず、次の観点を重視する。

(1) 地域資源の魅力を引き出し、訪日外国人旅行者の支払意欲を喚起する企画の独自性及び訴求力

(2) 対象とする市場（欧米豪・東アジアの富裕層等）の特性を踏まえたターゲット設定及び商品設計の妥当性

(3) モニターツアーから販売までを見据えた事業の実現性及び販路開拓力

(4) 事業終了後の自走・持続可能性に資する地域連携の具体性

## 8 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 原則として、受託者は本業務に係る全部又は一部を第三者に再委託することはできない。

ただし、芦北町の事前の承諾を得た場合は、合理的に必要な範囲で再委託することができる。

- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記のない事項については、芦北町と受託者が協議して決定する。